

第 10 号議案

京都府立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定
について

京都府教育委員会基本規則第 17 条第 1 項第 9 号の規定により、別紙のとおり
提出します。

令和 7 年 3 月 11 日

教育長 前川 明範

京都府立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

「京都府立郷土資料館条例の一部を改正する条例」が令和6年12月京都府議会議定例会において可決され使用料が改定されることとなり、区分ごとの観覧料について改定するとともに、高齢者への減免措置の見直し、また負担軽減策を設けるため、「京都府立郷土資料館条例施行規則（昭和57年京都府教育委員会規則第3号）」について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- ・区分ごとの展示室観覧料の改定
- ・展示室観覧料の徴収に関し、入場券等の記載事項、使用方法、不正利用に該当する場合とその際の取扱いを規定
- ・年間パスポート（満65歳以上の者に限る）の新設
- ・満65歳以上の使用料の全額免除を削除し、子育て応援パスポートの拡充を規定

区 分			普 通 展 示			特 別 展 示	
			個 人	団 体 (20人以上の 団体に限る。)	年間パス ポート	個 人	団 体 (20人以上の 団体に限る。)
京都府立山城郷土資料館	一 般	65歳未満 の者	1人1回に つき 220円	1人1回に つき 170円	—	1人1回に つき 280円	1人1回に つき 220円
		65歳以上 の者	1人1回に つき 110円	1人1回に つき 80円	1人1年に つき 440円	1人1回に つき 140円	1人1回に つき 110円
	児童生徒		1人1回に つき 50円	1人1回に つき 40円	—	1人1回に つき 70円	1人1回に つき 50円
京都府立丹後郷土資料館	一 般	65歳未満 の者	1人1回に つき 220円	1人1回に つき 170円	—	1人1回に つき 280円	1人1回に つき 220円
		65歳以上 の者	1人1回に つき 110円	1人1回に つき 80円	1人1年に つき 440円	1人1回に つき 140円	1人1回に つき 110円
	児童生徒		1人1回に つき 50円	1人1回に つき 40円	—	1人1回に つき 70円	1人1回に つき 50円

3 施行期日 令和7年4月1日

京	都	府	立	郷	土	資	料	館	条	例	施	行	規	則	の	一	部	を
改	正	す	る	規	則	を	こ	こ	に	公	布	す	る	。				
		令	和	7	年	3	月		日									
						京	都	府	教	育	委	員	会					
						教	育	長		前		川			明		範	
京	都	府	教	育	委	員	会	規	則	第	●	号						
						京	都	府	立	郷	土	資	料	館	条	例	施	行
						部	を	改	正	す	る	規	則					
京	都	府	立	郷	土	資	料	館	条	例	施	行	規	則	(	昭	和	57
年	京	都	府	教	育	委	員	会	規	則	第	3	号	)	の	一	部	を
の	よ	う	に	改	正	す	る	。										
第	4	条	を	次	の	よ	う	に	改	め	る	。						
(	展	示	室	観	覧	料	の	徴	収	方	法	)						
第	4	条		展	示	室	観	覧	料	の	徴	収	は	、	現	金	そ	の
	館	長	が	認	め	る	他	の	支	払	手	段	の	使	用	と	引	換
	に	次	に	掲	げ	る	事	項	(	以	下	「	表	示	事	項	」	と
	う	。	)	を	記	載	し	た	入	場	券	を	交	付	し	、	又	は
	示	事	項	を	記	録	し	た	電	磁	的	記	録	(	以	下	「	電
	入	場	券	」	と	い	う	。	)	を	提	供	す	る	こ	と	に	よ
	て	行	う	。	た	だ	し	、	館	長	が	特	に	認	め	る	と	き

	録	を	抹	消	し	、	又	は	改	変	し	た	入	場	券	等	を	使		
	用	し	て	郷	土	資	料	館	を	利	用	し	た	場	合					
	(3)	65	歳	未	満	の	者	が	65	歳	以	上	の	者	に	係	る	入		
	場	券	等	を	使	用	し	て	郷	土	資	料	館	を	利	用	し	た		
	場	合																		
	(4)	前	3	号	に	掲	げ	る	場	合	の	ほ	か	、	不	正	な	手		
	段	に	よ	り	入	場	券	等	を	使	用	し	て	郷	土	資	料	館		
	を	利	用	し	た	場	合													
4	前	項	の	場	合	に	お	い	て	、	入	場	券	(	年	間	パ	ス		
	ポ	ー	ト	に	係	る	も	の	を	除	く	。)	を	無	効	と	し	た		
	と	き	は	、	こ	れ	を	回	収	す	る	。								
5	入	場	券	等	は	、	再	発	行	し	な	い	。	た	だ	し	、	電		
	子	入	場	券	に	つ	い	て	は	、	館	長	が	特	に	認	め	る	と	
	き	は	、	こ	の	限	り	で	な	い	。									
	第	9	条	を	第	10	条	と	し	、	第	8	条	を	第	9	条	と	し	
	、	第	7	条	を	第	8	条	と	す	る	。								
	第	6	条	中	第	1	号	を	削	り	、	第	2	号	を	第	1	号	と	
	し	、	第	3	号	を	第	2	号	と	し	、	同	号	の	次	に	次	の	1
	号	を	加	え	る	。														
	(3)	次	に	掲	げ	る	場	合		ア	の	保	護	者	又	は	イ	の		

		祖	父	母	の	う	ち	1	人	又	は	2	人	に	係	る	使	用	料
		の	10	分	の	10													
		ア		父	母	そ	の	他	の	保	護	者	で	あ	つ	て	府	内	に
				住	所	を	有	す	る	も	の	が	そ	の	監	護	す	る	小
				学	校	教	育	法	第	1	条	に	規	定	す	る	小		
				学	校	(	同	条	に	規	定	す	る	義	務	教	育	学	校
				前	期	課	程	又	は	同	条	に	規	定	す	る	特	別	支
				学	校	の	小	学	部	を	含	む	。)	の	児	童	若	し	く
				は	こ	れ	に	準	じ	る	学	校	の	児	童	又	は	こ	れ
				の	児	童	以	外	の	者	で	満	12	歳	に	達	す	る	日
				後	の	最	初	の	3	月	31	日	ま	で	の	間	に	あ	る
				の	を	い	う	。イ	に	お	い	て	同	じ	。)	と	と	も	
				に	観	覧	を	す	る	場	合								
		イ		そ	の	他	小	学	生	等	(	府	内	に	住	所	を	有	す
				る	者	に	限	る	。)	の	祖	父	母	で	あ	つ	て	府	内
				に	住	所	を	有	す	る	も	の	が	当	該	小	学	生	等
				と	も	に	観	覧	を	す	る	場	合						
		第	6	条	第	4	号	を	削	り	、	同	条	第	5	号	中	「	前
		号	」	を	「	前	3	号	」	に	改	め	、	同	号	を	同	条	第
		と	し	、	同	条	を	第	7	条	と	す	る	。					

第	5	条	を	第	6	条	と	し、	第	4	条	の	次	に	次	の	1		
条	を	加	え	る。															
(	年	間	パ	ス	ポ	ー	ト	の	使	用	方	法	)						
第	5	条		年	間	パ	ス	ポ	ー	ト	を	使	用	し	て	郷	土	資	料
館	を	利	用	す	る	者	は、	館	長	が	定	め	る	使	用	方	法		
に	従	つ	て、	こ	れ	を	使	用	し	な	け	れ	ば	な	ら	な	い		
。																			
2		入	場	券	等	(	年	間	パ	ス	ポ	ー	ト	に	係	る	も	の	に
限	る。	以	下	こ	の	条	に	お	い	て	同	じ。	)	は、	次				
の	各	号	の	い	ず	れ	か	に	該	当	す	る	場	合	は、	こ	れ		
を	無	効	と	す	る。	た	だ	し、	利	用	者	に	故	意	又	は			
重	大	な	過	失	が	な	く、	か	っ	、	そ	の	こ	と	を	証	明		
す	る	こ	と	が	で	き	る	場	合	は、	こ	の	限	り	で	な	い		
。																			
(1)	表	示	事	項	が	不	明	と	な	つ	た	入	場	券	等	を	使		
	用	し	て	郷	土	資	料	館	を	利	用	し	た	場	合				
(2)	表	示	事	項	又	は	表	示	事	項	に	係	る	電	磁	的	記		
	録	を	抹	消	し、	又	は	改	変	し	た	入	場	券	等	を	使		
	用	し	て	郷	土	資	料	館	を	利	用	し	た	場	合				
(3)	65	歳	未	満	の	者	が	65	歳	以	上	の	者	に	係	る	入		

		場券等を使用して郷土資料館を利用した																	
		場合																	
		(4)	入場券等に利用者として記載され、又																
		は記録された者以外の者が当該入場券等																	
		を使用して郷土資料館を利用した場合																	
		(5)	入場券等の有効期間が満了した後に当																
		該入場券等を使用して郷土資料館を利用																	
		した場合																	
		(6)	前各号に掲げる場合のほか、不正な手																
		段により入場券等を使用して郷土資料館																	
		を利用した場合																	
3		前項の場合において、入場券（年間パス																	
		ポートに係るものに限る。）を無効とした																	
		ときは、これを回収する。																	
4		入場券等は、再発行しない。ただし、館																	
		長が特に認めるときは、この限りでない。																	
		別表中備考以外の部分を次のように改める																	
		。																	
		別表（第3条関係）																	

区 分				普 通 展 示				特 別 展 示			
				展 示 室 入 場				展 示 室 入 場			
				券				パ ス 券			
								ポ ー			
								ト			
				個 人		団 体		個 人		団 体	
				(20				(20			
				人 以				人 以			
				上 の				上 の			
				団 体				団 体			
				に 限				に 限			
				る 。				る 。			
				)				)			
				1 人		1 人		1 人		1 人	
				1 回		1 回		1 回		1 回	
				に つ		に つ		に つ		に つ	
				き		き		き		き	
				220 円		170 円		280 円		220 円	
				者							

	郷	65	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	土	歳	1 回	1 回	1 年	1 回	1 回
	資	以	に つ	に つ	に つ	に つ	に つ
	料	上	き	き	き	き	き
	館	の	110 円	80 円	440 円	140 円	110 円
		者					
		児 童	1 人	1 人	—	1 人	1 人
		生 徒	1 回	1 回		1 回	1 回
			に つ	に つ		に つ	に つ
			き	き		き	き
			50 円	40 円		70 円	50 円
	京 一	65	1 人	1 人	—	1 人	1 人
	都 般	歳	1 回	1 回		1 回	1 回
	府	未	に つ	に つ		に つ	に つ
	立	満	き	き		き	き
	丹	の	220 円	170 円		280 円	220 円
	後	者					
	郷	65	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人

	土	歳	1 回	1 回	1 年	1 回	1 回
	資	以	に つ	に つ	に つ	に つ	に つ
	料	上	き	き	き	き	き
	館	の	110 円	80 円	440 円	140 円	110 円
		者					
		児 童	1 人	1 人	—	1 人	1 人
		生 徒	1 回	1 回		1 回	1 回
			に つ	に つ		に つ	に つ
			き	き		き	き
			50 円	40 円		70 円	50 円

別表の備考の1中「この表」の右に「（備考を含む。）」を加え、同表の備考の2中「「児童生徒」」を「児童生徒」に改め、同表の備考に次のように加える。

4 年間パスポート（有効期限内のものに限る。）の発行を受けている者が、その発行を受けた資料館が主催する特別展示を観覧する場合における当該特別展示に係る展示室観覧料の額は、この表の規定

京都府立郷土資料館条例施行規則（昭和 57 年京都府教育委員会規則第 3 号）の一部改正（案）新旧対照表

現 行	改正案	備 考
(展示室観覧料) 第 3 条 条例別表 1 に規定する展示室観覧料の額は、別表のとおりとする。 (展示室観覧料の徴収方法) 第 4 条 展示室観覧料の徴収は、現金と引換えに入場券を交付することによつて行うものとする。 2 入場券には、郷土資料館の名称、展示会の種類、観覧料金額、有効期間及び発行年月日を記載するものとする。	(展示室観覧料) 第 3 条 (略) (展示室観覧料の徴収方法) 第 4 条 展示室観覧料の徴収は、現金その他館長が認める他の支払手段の使用と引換えに次に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を記載した入場券を交付し、又は表示事項を記録した電磁的記録（以下「電子入場券」という。）を提供することによつて行う。ただし、館長が特に認めるときは、この限りでない。 (1) 郷土資料館の名称 (2) 入場券又は電子入場券（以下「入場券等」という。）の種類 (3) 電子入場券にあつては、有効期間 (4) 年間パスポートにあつては、利用者の氏名及び有効期間 (5) 展示室観覧料の金額 2 利用者（前項ただし書の場合の利用者を除く。）は、入場の際係員に入場券を引き渡し、又は電子入場券を館長が認める方法により使用しなければ入場することができない。 3 入場券等（年間パスポートに係るものを除く。以下この条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを無効とする。 (1) 表示事項が不明となつた入場券等を使用して郷土資料館を利用した場合 (2) 表示事項又は表示事項に係る電磁的記録を抹消し、又は改変した入場券等を使用して郷土資料館を利用した場合 (3) 65歳未満の者が65歳以上の者に係る入場券等を使用して郷土資料館を利用した場合	展示室観覧料の徴収に関し入場券の記載事項、使用方法、入場券等の不正利用に該当する場合とその際の取扱いを規定

(新設)

	(4) 前3号に掲げる場合のほか、不正な手段により入場券等を使用して郷土資料館を利用した場合 4 前項の場合において、入場券（年間パスポートに係るものを除く。）を無効としたときは、これを回収する。 5 入場券等は、再発行しない。ただし、電子入場券については、館長が特に認めるときは、この限りでない。 (年間パスポートの使用方法) 第5条 年間パスポートを使用して郷土資料館を利用する者は、館長が定める使用方法に従って、これを使用しなければならない。 2 入場券等（年間パスポートに係るものに限る。以下この条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを無効とする。ただし、利用者に故意又は重大な過失がなく、かつ、そのことを証明することができない場合は、この限りでない。 (1) 表示事項が不明となつた入場券等を使用して郷土資料館を利用した場合 (2) 表示事項又は表示事項に係る電磁的記録を抹消し、又は改変した入場券等を使用して郷土資料館を利用した場合 (3) 65歳未満の者が65歳以上の者に係る入場券等を使用して郷土資料館を利用した場合 (4) 入場券等に利用者として記載され、又は記録された者以外の者が当該入場券等を使用して郷土資料館を利用した場合 (5) 入場券等の有効期間が満了した後に当該入場券等を使用して郷土資料館を利用した場合 (6) 前各号に掲げる場合のほか、不正な手段により入場券等を使用して郷土資料館を利用した場合 3 前項の場合において、入場券（年間パスポートに係るものに限る。）を無効としたときは、これを回収する。	年間パスポートの使用 方法、不正使用に 該当する 場合と その際 の取 扱いを 規定
--	---	---

4 入場券等は、再発行しない。ただし、館長が特に認めるときは、この限りでない。

第6条 (略)

(使用料の減免)

第7条 条例第6条第4項の規定により使用料を免除する場合及び免除する割合は、次のとおりとする。

一

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳又は「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳を所持する者（介護者を含む。）が観覧をする場合

合 10分の10

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校若しくは中学校（同条に規定する義務教育学校、同条に規定する中等教育学校の前期課程又は同条に規定する特別支援学校の小学部若しくは中学部を含む。）又はこれらに準じる学校（以下「小学校等」という。）の児童又は生徒（引率者を含む。）が小学校等の教育課程に基づく教育活動又は小学校等の長が認める教育課程外の学校教育活動として観覧をする場合

合 10分の10

第5条 (略)

(使用料の減免)

第6条 条例第6条第4項の規定により使用料を免除する場合及び免除する割合は、次のとおりとする。

(1) 満65歳以上の者が観覧をする場合 10分の10

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳又は「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳を所持する者（介護者を含む。）が観覧をする場合

合 10分の10

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校若しくは中学校（同条に規定する義務教育学校、同条に規定する中等教育学校の前期課程又は同条に規定する特別支援学校の小学部若しくは中学部を含む。）又はこれらに準じる学校（以下「小学校等」という。）の児童又は生徒（引率者を含む。）が小学校等の教育課程に基づく教育活動又は小学校等の長が認める教育課程外の学校教育活動として観覧をする場合

合 10分の10

満65歳以上の
使用料の全額免
除規定を削除、
子育てパスポー
トの拡充を規定

(新設) (4) <u>学校教育法第1条に規定する小学校（同条に規定する義務教育学校の前期課程又は同条に規定する特別支援学校の小学部を含む。）若しくはこれに準じる学校の児童若しくはこれら以外の者で満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの（以下「小学生等」という。）を扶養する当該小学生等の父母若しくは祖父母（府の区域内に住する者に限る。）又は府の区域内に住する父母に扶養される小学生等の祖父母が当該小学生等とともに観覧をする場合 当該父母又は祖父母のうち1人に係る使用料の10分の10</u> (5) <u>前各号に定めるもののほか、教育委員会が教育上特別の理由がある</u> と認める場合 10分の10以内 第7条 (略) 第8条 (略) 第9条 (略) 別表 (第3条関係)	(3) <u>次に掲げる場合 アの保護者又はイの祖父母のうち1人又は2人に係る使用料の10分の10</u> ア <u>父母その他の保護者であつて府内に住所を有するものがその監護する小学生等（学校教育法第1条に規定する小学校（同条に規定する義務教育学校の前期課程又は同条に規定する特別支援学校の小学部を含む。）の児童若しくはこれに準じる学校の児童又はこれらの児童以外の者で満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。イにおいて同じ。）とともに観覧をする場合</u> イ <u>その他小学生等（府内に住所を有する者に限る。）の祖父母であつて府内に住所を有するものが当該小学生等とともに観覧をする場合（削る。）</u> (4) <u>前3号に定めるもののほか、教育委員会が教育上特別の理由があると認める場合 10分の10以内</u> 第8条 (略) 第9条 (略) 第10条 (略) 別表 (第3条関係)
---	--

区分	普通展示		特別展示	
	個人	団体 (20人以上)	個人	団体 (20人以上)
京都府立山城郷土資料館	1人1回 200円	1人1回 150円	1人1回 250円	1人1回 200円
	同 50円	同 40円	同 70円	同 50円
児童生徒				

区分	普通展示			特別展示	
	展示室入場券		年間パスポート	展示室入場券	
	個人	団体 (20人以上の団体に限る。)		個人	団体 (20人以上の団体に限る。)
京都府立山城郷土資料館	1人1回につき 220円	1人1回につき 170円	—	1人1回につき 280円	1人1回につき 220円
	65歳未満の者				
	1人1回につき 110円	1人1回につき 80円	1人1年につき 440円	1人1回につき 140円	1人1回につき 110円
児童生徒	1人1回につき 50円	1人1回につき 40円	—	1人1回につき 70円	1人1回につき 50円

京 都 府 立 丹 後 郷 土 資 料 館					
一 般	同 200円	同 150円	同 250円	同 200円	
児 童 生 徒	同 50円	同 40円	同 70円	同 50円	

- 備考 1 この表 _____ において「児童生徒」とは、小学校等の児童又は生徒をいう。
- 2 この表において「一般」とは、「児童生徒」以外の者をいう。
- 3 学齢に達しない者が観覧する場合には、展示室観覧料を徴収しない。

— _____

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

京 都 府 立 丹 後 郷 土 資 料 館					
一 般	65歳未満の者	1人1回につき 220円	1人1回につき 170円	—	1人1回につき 220円
	65歳以上の者	1人1回につき 110円	1人1回につき 80円	1人1年につき 440円	1人1回につき 110円
児童生徒		1人1回につき 50円	1人1回につき 40円	—	1人1回につき 50円

- 備考 1 この表（備考を含む。）において「児童生徒」とは、小学校等の児童又は生徒をいう。
- 2 この表において「一般」とは、児童生徒以外の者をいう。
- 3 学齢に達しない者が観覧する場合には、展示室観覧料を徴収しない。
- 4 年間パスポート（有効期限内のものに限る。）の発行を受けている者が、その発行を受けた資料館が主催する特別展示を観覧する場合における当該特別展示に係る展示室観覧料の額は、この表の規定にかかわらず、1人1回につき30円とする。